動画週刊誌「週刊西田」 西田昌司がズバッと答える一問一答

「人権保護法案反対の集会での故 中川昭一先生との エピソードは?」 平成30年10月3日

●うにょさんからの質問

安倍総裁三選!おめでとうございます。盟友とされた故 中川昭一さんの 動画を観てました。人権保護法案反対の集会で、中川昭一さんの後ろに西田 先生が座っておいででした。その時の、昂りをお聞かせください!

●西田昌司の答え

10年以上も前の話になりますが、人権擁護法案なる法案が何度も法務省から提出されていました。「世界中で人権擁護法に相当する法律が作られているし、ないのは日本くらいである」というのが法務省や法務大臣経験者の言い分でした。アフリカの一部の国では子供が学校にも行かせてもらえずに働かされているような酷い現実がありますし、深刻な人権問題が世界中にありますが、「この日本においてそのような立法事実が果たしてあるのだろうか?法を作ることで新たな人権問題が発生するのでは?」との問題意識を人権擁護法反対派の我々は持っていました。

当時、日本においての深刻な人権問題と言えば、(法務省が所管している) 刑務所の中にありました。刑務官が受刑者に対してかなり酷い扱いをしている実態がありましたが、であれば法務省は事態の改善に努めなければなりませんし、そんな状況を放っておきながら法を作るなど全くのナンセンスです。その他にも、部落差別やアイヌ差別があるといったことが叫ばれましたが、そこまで酷い立法事実はありませんでした。

人権擁護法案は、加害者の名前を公表したり、様々な懲罰を科すといった

内容を含んでいて、悪用されれば新たな人権侵害となる危険性を孕んでいました。表現・集会・思想信条・内心の自由を奪いかねないものであり、そのような領域にまで行政が踏み込むのはやり過ぎですし、行政が新たな暴力装置を産み出すことにもなりかねません。そのような理由で、私とともに中川昭一先生や安倍晋三先生が断固として反対したのです。

同和団体や人権団体から人権擁護法制定の要望が繰り返しされましたし、 自民党内にも賛成派がいましたが、ことあるごとに我々が論破して潰してき ました。そしてもう自民党内でその議論がされることはなくなったのです。 しかしそれからしばらくして、新たな人権問題が浮上してきました。いわゆ るヘイトスピーチ問題です。

在日韓国・朝鮮人が口汚く罵られるという被害が出始めて、ヘイトスピーチ問題として大きくクローズアップされました。民主党や共産党の野党側はヘイトスピーチを法規制するために人種差別撤廃法案なる法案を提出してきました。しかし、人種差別撤廃法案はかつての人権擁護法案の焼き直しであり、非常に大きな危険性を孕んでいましたので、自民党や公明党の与党側はこれに断固として反対しました。しかし、現実に行われているヘイトスピーチは何とかして止めさせなければなりません。そこで与党側は、いわゆるヘイトスピーチ解消法なる理念法を作って対処することにしたのです。

ヘイトスピーチ解消法の制定によって、外国人への憎悪感情を剥き出しに して公然と罵るような行為は日本人として恥ずかしいことだから止めよう、 という意思を国権の最高機関である国会が宣言したわけですが、罰則は設け ていませんし、日本人への言論弾圧とならないよう立法者の私は十分に配 慮しました。但し理念法とはいっても、国会の宣言は非常に重く作用します し、ヘイトスピーチを止めさせる実効性もしっかりとあります。

ヘイトデモの申請がされた際、ヘイトスピーチ解消法の理念に反するよう な内容であれば不許可にして止めさせることができます。また、マイクで大 きな音を立てたら騒音防止条例に抵触しますが、ヘイトスピーチに対して そういった条例を適用しやすくすることで止めさせる効果も期待できるで しょう。

ヘイトスピーチ解消法の正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的 言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」ですが、日本人に対する不当 な差別的言動の解消については触れられていないので日本人に対する逆差別 だ、と批判する人が多くいます。しかし、これは全く違います。

私が国会において立法者の立場で答弁していた際、アイヌ(と呼ばれる日本人)に対する差別はどのように考えるのかといった質問がされましたが、アイヌをはじめとする日本人に対するヘイトスピーチも当然許されるものではない、と私は答弁しました。但し、日本人に対するヘイトスピーチがあるかというと、そのような立法事実はありませんので、敢えて法に書いていないのです。

人権擁護法案は非常に扱う対象が広かったのですが、ヘイトスピーチ解消法はそのように範囲を広げるのではなく、出来るだけ対象を狭くして影響を限定的にしています。今後、日本人に対するヘイトスピーチの立法事実が出てくるのであれば、日本人を対象とするヘイトスピーチもまた含めるよう法改正が必要になるでしょう。ちなみにヘイトスピーチ解消法を制定した後、部落差別解消法が制定されましたが、部落差別解消法もヘイトスピーチ解消法と同じく理念法で罰則を設けておりませんし、両者は趣旨が非常に似ています。

国民を法によって不当に縛ることにならないよう中川昭一先生は尽力されましたが、私も志を同じくしていますし、今後もそのようなことにならないよう慎重に国政に携わるつもりです。

反訳:ウッキーさん

Copyright: 週刊西田 http://www.shukannishida.jp